

一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国国立大学附属学校PTA連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区虎ノ門1丁目2番29号 虎ノ門産業ビル内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、国立大学附属学校（以下「附属学校」という）並びに附属学校単位に構成された単位PTA（以下「単位PTA」という）の発展とそれぞれの活動を支援し、あわせてわが国における公教育、社会教育、家庭教育の充実と相互の交流をはかり、もってわが国教育全般の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 公教育、社会教育、家庭教育並びに附属学校、単位PTAの発展に資する研究会、講演会、研修会等の開催
- (2) 各単位PTA活動の活発化と交流及び情報共有の推進並びにそれらに対する助成
- (3) わが国の教育、附属学校のあり方並びにPTA活動の諸問題に関する調査研究
- (4) 青少年の健全育成及び福祉増進に資する情報資料の収集及び提供、広報活動
- (5) 機関誌の発行並びに公教育、社会教育、家庭教育及びPTA活動に関する図書・資料の刊行
- (6) 附属学校並びにその教員、単位PTA並びにその会員と家族の福祉増進に資する保険の取扱い及び関連事務
- (7) 文部科学省等関係諸機関並びに関係諸団体との連携
- (8) 本会の目的に沿い、顕著な業績を上げた単位PTA並びにその会員の顕彰
- (9) その他本会の目的達成に関して必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、このうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

附属学校単位に結成された単位PTAをもって正会員とする。

(2) 特別会員

この法人は総会の決議により特別会員を置くことができる。ただし、特別会員は、任期を定め正会員が有する権利義務を持たない。

(会員資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところの入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費を納入する義務を負わない。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(地区会)

第9条 正会員を北海道・東北・関東・北信越・東海・近畿・中国・四国・九州の9地区に分け、各地区の規約をもって地区会長ほか役員を選出する。地区会は地区研修会その他必要な活動を行い、

本法人に地区推薦理事・評議員候補者を推薦する。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付した「退会届」を通常総会の一週間前までに、この法人の会長に提出し、会長が不備無きことを確認した上、その事業年度末（3月末日）をもって退会とする。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上かつ出席者数の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合において、当該会員に対し当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により会員を除名した場合は、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第4章 総会

(総会の構成・種類)

第13条 総会は、正会員及び役員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 前項の通常総会及び臨時総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の議決権)

第14条 正会員が議決権を持つものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員又は議長を代理人として議決権を行使することができる。

(総会の招集)

第15条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に、会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき及び監事の請求により会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも15日以前に、その会議に付議すべき事項、日程及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は原則として会長とし、議長の指名により副議長を置くことができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会は、この定款に別段の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) 定款の改廃・会費の決定
- (5) 役員を選任及び承認
- (6) その他本法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第18条 総会は、正会員数の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することはできな

い。ただし、第10条第2項による議決権を代理で行使させた正会員は出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員への通知)

第19条 総会の議事の要項及び議決した事項は、正会員に通知する。

第5章 役員

(役員)

第20条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上22名以内

(2) 直前会長 1名

(3) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名以上6名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事として、副会長、専務理事、その他理事会でこの法人の業務を遂行する理事として選定された者をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事（以下「業務執行理事」という）とする。

(役員を選任)

第21条 この法人の理事は、会員たる単位PTAの会員で附属学校のPTA会長又は会長経験者（以下「理事資格者」という）と、連盟の推薦する附属学校の教員とし、次の各号の定めによって選出された候補者の中から、総会において選任する。

(1) 各地区会より推薦される理事候補者は、各地区より原則として1名選出する。

(2) 前項に加え会長が指定する全国規模の研修会開催予定の都道府県を含む地区会は、原則として開催予定都道府県PTA所属の理事候補者1名を選出する。

(3) 各地区会は、会長の指定する期日までに理事候補者を理事会に届けなければならない。

(4) 理事会の推薦により9名以内（うち、正会員の特別支援学校から1名以上）を選出する。

(5) 全国国立大学附属学校連盟から3名を選出する。

2 理事に欠員が生じたときは、前項の規定にかかわらず理事会において理事資格者の中から後任者を選任する。

3 会長は、理事会において理事の互選により選任する。

4 直前会長は、直前の前任会長がこれに当たる。なお、直前会長は正会員の所属の有無、又は本法人の理事であることを問わない。

5 副会長及び専務理事は、会長が理事の中から候補者を指名し、理事会の議決を経て選任する。

6 監事は、理事会の議決を経て、総会において選任する。なお、監事は正会員の所属の有無を問わない。

7 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務)

第22条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、この法人の業務について、会長を補佐し、会長に事故あるときは、互選により会長代理を定めその職務を代理し又はその職務を行う。

3 専務理事は、この法人の会務及び事務局の運営について、会長を補佐する。

4 理事は、理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、この法人の総会決議事項以外の事項を議決し、執行する。

(直前会長の職務)

第23条 直前会長は、会長の職務の経験を生かし、この法人の業務に関し、会長の諮問に応じ助言、又は業務を執行する。

(監事の職務)

第24条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) この法人の財産の状況について監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会又は総会を招集すること
- 2 監事は前項の業務を行うため、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 この法人の役員任期は下記のようにする。

- (1) 理事の任期は通常総会から次期通常総会までの1年とし、再任を妨げないが、通算して最長6年とする。また、会長職は通算して2期2年を超えることはできない。
 - (2) 直前会長の任期は当期会長の任期に準じる。
 - (3) 監事の任期は2期2年とし、通算して最長4年とする。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総正会員の半数以上かつ総会出席者数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(役員提出書類)

第27条 この法人の理事又は監事は、次に掲げる書類を総会終了後速やかに、本法人の会長に提出するものとする。

就任承諾書・履歴書 各2通

(役員就任と職務の関係)

第28条 会則の規定により選任された新任の理事は、選任されたときから理事に就任し、理事就任手続完了の前から理事の職務をつかさどる。退任する理事は、退任手続完了までの期間内といえども、役員職務権限を行使することはできないものとする。

第6章 顧問及び評議員

(顧問)

第29条 この法人には、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。顧問は本法人の会長経験者及びそれに準じる理事経験者とする。
- 3 顧問は、重要な任務について意見を述べ、会長の諮問に応じる。
- 4 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(評議員)

第30条 この法人には、評議員を置く(ただし、ここで示す評議員は一般社団・財団法人法の示す評議員には当たらない)。

- 2 評議員は、次の各号の定めにより選出された者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- (1) 各地区会推薦による候補者 18名(各地区会から2名)
 - (2) 全国国立大学附属学校連盟による 5名
- 3 評議員は、業務について会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事を兼務することはできない。
- 5 評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7章 理事会

(理事会の招集)

第31条 理事会は、毎年3回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、原則として会長とする。
(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会務を執行するための方針についての事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 役員を選任についての事項
- (4) 総会から委任された事項
- (5) 暫定予算及び補正予算についての事項
- (6) 諸規定の制定、変更及び廃止についての事項
- (7) 他の団体への加入、脱退、出資又は出損についての事項
- (8) その他本法人の業務に必要なと認めた事項

(議事録)

第34条 総会及び理事会については、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保管する。

第8章 正副会長会

(正副会長会)

第35条 この法人に会長、副会長、専務理事、直前会長をもって構成する正副会長会を置く。正副会長会は、必要に応じて理事、監事等に出席を依頼することができる。

(正副会長会の役割)

第36条 正副会長会は理事会で決議した業務執行を行うために必要な意見交換等を行うとともに、効果的な理事会運営のために理事会に提案する議題等について検討する。

第9章 委員会及び専門委員会

(委員会)

第37条 この法人には、次の各号に掲げる委員会を置く。

- (1) 総務委員会 (総務、表彰等)
- (2) 研修委員会 (研究大会、研究会他)
- (3) 広報委員会 (広報誌の発行、調査研究他)
- (4) 財務委員会 (予算、決算等)
- (5) 特別支援委員会 (特別支援学校に関する事項他)

2 前項に規定するもののほか、この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決を経て他の委員会を置くことができる。

3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、理事会にて決定する。

(専門委員会)

第38条 専門的な事項について調査研究の必要があるときは、この法人に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、理事会の承認を経て会長が委嘱した専門委員により組織される。

3 専門委員は、会長の要請により各種会議に出席して意見を述べることができる。

第10章 資産及び会計

(財産の構成)

第39条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された資産及び負債（これらの金額を正味財産と呼ぶ）
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第40条 この法人の正味財産は、指定正味財産と一般正味財産の2つに分かれる。

2 指定正味財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で指定正味財産に繰り入れることを議決した財産

3 一般正味財産は、指定正味財産以外の資産とする。

(財産の管理)

第41条 この法人の財産は会長が管理するが、特に指定正味財産については必ず基本財産として、理事会の議決を経て定期預金等確実な方法により常に管理する。

2 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(引当金)

第42条 この法人は、理事会の決議により、次の引当金を計上する。なお、引当金については同じ金額を、特定資産として積み立て、基本財産と同様に、定期預金等確実な方法により常に保管する。

- (1) 退職給与引当金
- (2) 周年事業等引当金
- (3) 特別活動引当金

なお、特別活動とは、通年の事業にはないが、必要性が高いと理事会が認める活動をいう。

2 当該引当金の目的取り崩しについては、理事会の承認をもって取り崩しを行う。

3 2以外の目的外取り崩しについては、総会の承認をもって取り崩しを行う。

(経費の支弁)

第43条 この法人の事業遂行に要する経費は、一般正味財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

2 この法人の経理は、総会で議決された収支予算に基づいて行う。ただし、暫定予算及び補正予算は理事会で議決し、次期総会の承認を受けなければならない。

3 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括されるものとする。

4 執行上止むを得ない予算の追加更正は、理事会において決定する。

(収支決算)

第45条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減表並びに会員の異動状況とともに、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第46条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上かつ出席者数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上かつ出席者数の3分の2以上の議決、そ

の他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報保護規程」による。

(公告方法)

第52条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第13章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第53条 この法人の事務局に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 正会員である単位PTAの名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 総会、理事会の議事に関する書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号に規定する書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(定款の細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て定める。

(事務局職員)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

3 職員の服務及び給与については別に定める「事務局規則」による。

細則

第1条 本法人の会費は、生徒、児童、幼児1人につき年間600円と定め、毎年6月末日までに納入しなければならない。

第2条 地区会は、次に掲げるとおりとする。

地区会	構成する都道府県内にある単位PTA
-----	-------------------

北海道	北海道
東北	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、東京
北信越	新潟、富山、石川、福井、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	大阪、京都、滋賀、奈良、和歌山、兵庫
中国	鳥取、島根、山口、広島、岡山
四国	香川、徳島、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

附 則

- 1 この定款は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この定款は、令和3年6月5日から改定する。